



岐阜県の 農地・水・環境保全だより

第36号
令和5年10月

農地や農業用水は、農業生産の役割だけではなく、農村にとってかけがえのない私たちの財産（資源）です。この資源を支えてきたのは「地域の共同活動」。これなくして、農村の環境を守ることはできません。



農用地等を活用した景観形成活動（ヒマワリの園）
（下宿地区農地保全向上管理組合：大垣市墨俣町）

目次

岐阜県農地・水・環境保全推進協議会 第16回通常総会書面開催	2
令和4年度 多面的機能支払交付金 優良表彰地区の紹介	2
令和5年度 多面的機能支払交付金の制度改正のポイントについて	4
「地域資源保全管理構想」の策定及び提出について	6
「地域資源保全管理構想」の記入例について	7
令和5年度に事業実施期間の終了を迎える活動組織について	10
多面的機能支払交付金におけるキャッシュレス決済の運用について	11
新型コロナウイルス感染症対策に伴う取扱いの変更について	12
お知らせ	12

岐阜県農地・水・環境保全推進協議会

第16回通常総会書面開催

令和4年度第16回通常総会は、新型コロナウイルス感染防止のため書面にて開催し、令和5年3月1日に全ての議案は原案どおり承認されました。なお、通常総会における表彰式は延期とし、水土里ネットぎふの表彰式と合わせて令和5年7月13日に開催いたしました。地域資源の保管理活動に多大な効果を発揮された2活動組織に甚深なる敬意を表し、改めてご紹介いたします。

<議決事項>

第1号議案：令和3年度事業報告、収支決算並びに財産目録の承認について

第2号議案：令和4年度収支補正予算の承認について

第3号議案：令和5年度事業計画並びに一般会計収支予算の議決について



新屋敷地域環境保全会（神戸町）



きよみず環境保全委員会（揖斐川町）

令和4年度 多面的機能支払交付金 優良表彰地区の紹介

活動組織名 新屋敷地域環境保全会（神戸町）

認定農用地面積 31.88ha

交付対象面積 31.88ha

活動の表題 **～世代を超えて地域支える
農村多面機能の重要性～**

活動の概要 平成29年度から活動している比較的新しい活動組織で、令和4年度に新たに再認定を迎え、多面的の活動も定着し安定的かつ効率的な活動を実践しています。また、次世代を担う子どもたちに農用地や農業用水路等の重要性を伝えるために、農道等の維持管理や清掃等の活動を、子どもの頃から大人たちと一緒にすることにより、自分たちが暮らしている地域を自分たちで守るという思いが自然と身についています。

地域の声 地域を支えていく子どもたちが、いろいろな活動を自分自身で体験することにより、農作業等を通して、農用地、農業用水等の重要性を実感でき、地域の伝統的な農村環境を、いつまでも守り続けたいという声が聞かれています。



子ども会・青年会・老人クラブとの連携



自分たちで行う防草シート張り



除草作業

活動組織名 きよみず環境保全委員会 (揖斐川町)

認定農用地面積 95.01ha

交付対象面積 94.79ha

活動の表題 **～地域の繋がりは 地域の話し合いから～**

活動の概要 平成24年度より活動している活動組織で、令和元年度に再認定を行いました。多面的活動での大切な事は地域での話し合いが一番大切であると考え、活動組織内で合意された活動計画に沿った活動を確実に実施することが、活動組織内での役員や構成員との信頼関係に繋がるとの思いで取り組んでいます。また、水路の法面等にある桜の枝打ちや害虫駆除を行い、施設への維持管理の向上や地域住民への害虫被害防止に繋がる活動を行っています。



住民総出で行う泥上げ活動

地域の声 地域が共同で行う活動は、地域内での話し合いや活動組織内の合意が特に重要で、その合意された内容に基づいて活動を実施していることから、活動組織内での役員同士や構成員との信頼がとても厚いことが実感でき、共同活動を通じた地域の輪の再確認に繋がっています。



施設の点検



桜の枝打ち及び害虫駆除

令和5年度 多面的機能支払交付金の 制度改正のポイントについて

(1) 事務の簡素化

①「農村環境保全活動」及び「多面的機能の増進を図る活動」の活動項目の変更に係る手続き簡素化

資源向上支払（共同）における「農村環境保全活動」及び「多面的機能の増進を図る活動」の活動項目を変更する場合は、申請ではなく、変更計画書の届出を行うこととします。

※加算単価に変更がある場合は、引き続き申請が必要です。

申請・・・市町村の認定が必要。

届出・・・市町村の認定が不要。

②活性化計画に多面支払の活動を定める場合、事業計画書の提出が不要

農用地等の保全を定めた活性化計画(農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律第5条第1項に規定する活性化計画)を作成しており、その添付書類として

- ・様式第1-1号 事業計画の認定申請書
- ・様式第1-2号 事業計画書
- ・様式第1-3号 活動計画書
- ・様式第1-4号 長寿命化整備計画書
- ・様式第1-5号 工事に関する確認書

を既に市町村に提出している場合は

上記様式第1-1号から第1-5号の提出が不要となります。

③地域計画に定める場合、地域資源保全管理構想の作成が不要

地域計画（農業経営基盤強化促進法第19条第1項に定める地域計画）に地域資源保全管理構想に準ずる記載がある場合、地域資源保全管理構想の作成が不要となります。

④先進技術による現地確認が可能とわかるようにしました

これまでも実施可能でありましたが、現地確認の負担軽減を推進するため、人工衛星やドローン等を用いた現地確認が可能であることを実施要領に明記します。

(2) 様式の変更なし

これまで、毎年度様式を変更してきておりましたが、令和5年度は**様式の変更がありません**。

※ただし、活動期間原則5年に1度の提出となっている様式第1-1号 事業計画の認定申請書は変更あり。

(3) 電子申請が利用可能になります

スマホやタブレット、パソコンなどから交付金申請が行えるよう、**共通申請サービス (eMAFF) による行政手続きのオンライン化へ対応**します。

※共通申請サービス(eMAFF)での申請には、市町村が対応可能となっている必要がありますので、各市町村へ問い合わせください。

(4) 市町村への提出書類の留意点

下表の書類は、市町村への提出や市町村での保管は義務ではありません。ただし、実施状況確認等のために必要であるため、活動組織において作成・保管は必要です。

書類名	作成・組織保管	提出・市町村保管
財産管理台帳	○	× ※1
領収書・通帳の写し	○	× ※1
総会資料・議事録	○	× ※1
活動写真	×	×

「○」…義務あり、「×」…義務ではない

※1 市町村から提出を求められた場合は、提出が必要です。

また、令和4年度より予算書や決算書、金銭出納簿等、都道府県・市町村または活動組織が保管すべき証拠書類のうち、電磁的記録により保管が可能なものは、**電磁的記録での保管をすることもできます**。

※ なお岐阜県においては、市町村の判断で活動写真の作成・提出を求める運用をしています。

「地域資源保全管理構想」の策定及び提出について

農村の構造変化に対応した保全管理目標を設定して推進活動を実施し、活動期間終了後に農道や水路等が適切に管理できるよう、地域資源保全管理構想を、**5年間の活動終了時まで**に策定し、**市町村に提出**しましょう。

【地域保全管理構想とは】

「地域資源保全管理構想」とは、それぞれの地域で守ってきた農用地や水路、農道等の地域資源を、将来にわたってどのように引き継いでいけば良いのかを地域で話し合っただき、構想としてまとめたものです。

【活動のねらい】

農村地域では、過疎化や高齢化、担い手への農地集積の加速化など構造変化が進展しており、今後、農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理を担う地域の人材の不足や担い手への負担の増加により、その保全管理が困難となることが懸念されます。

このため、担い手を含めた地域内の役割分担・協力体制を明確にし、地域資源を地域で支える体制を構築するほか、地域外の人材の確保や連携の取組を進めること等により、将来にわたって持続的に地域資源を保全管理していく必要があります。

【活動内容】

「地域資源の適切な保全管理のための推進活動」は、以下の1～3の手順で実施します。

- 1 構造変化に対応した保全管理目標とその内容、目標を実現するために実施すべき推進活動の内容等を活動計画書に位置づける
- 2 計画に位置付けた内容に基づき、地域における話し合いや意向調査等の推進活動を実施
- 3 推進活動の結果を踏まえて、**5年間の活動終了時まで**に、目指すべき保全管理の姿やそれに向けて取り組むべき活動・方策等を「地域資源保全管理構想」として取りまとめる

取りまとめの際には、次ページからの記入例を参考にしてください。

地域資源の保全管理のための推進活動の取組スケジュール

1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
●活動計画の作成 (保全管理目標及びその内容、目標実現に向けた推進活動の内容)				
				
推進活動(地域における検討会、意向調査等)の実施				
				
●素案 ●決定(総会の議決)				
地域資源保全管理構想策定 (策定後5年程度を見通した課題、目指すべき姿、取り組むべき活動・方策)				

ポイント(令和5年度拡充) 地域計画の策定に伴う「地域資源保全管理構想」のみなし規定

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第19条第1項に定める地域計画において、別記1-4の第4の2に定める地域資源保全管理構想に準ずる内容が含まれている場合は、それをもって地域資源保全管理構想を作成したとみなすことができます。

「地域資源保全管理構想」の記入例について

〇〇地区地域資源保全管理構想 (〇年〇月作成)

1. 地域で保全管理していく農用地及び施設

(1) 農用地

田 〇a
畑 〇a
草地 〇a

(農用地の範囲・位置は別紙のとおり)

(2) 水路、農道、ため池

水路 〇km(開水路 〇km、パイプライン 〇km)
農道 〇km
ため池 〇箇所

(施設の範囲・位置は別紙のとおり)

(3) その他施設等

鳥獣害防護柵 〇箇所
防風林 〇箇所
防風ネット 〇箇所

(施設の範囲・位置は別紙のとおり)

・対象とする農用地、施設の範囲、数量、位置を記載する。
・「その他施設等」には、鳥獣害防止施設、防風林等その他の地域で保全管理していく施設について記載する。

2. 地域の共同活動で行う保全管理活動

(1) 農用地について行う活動

・遊休農地等の発生状況の把握 毎年1回(5月)
・遊休農地発生防止のための保全活動 毎年1回(6月)
・畦畔・農用地法面の草刈 毎年1回(5月)
・異常気象時の見回り 洪水、台風、地震等の発生後
・応急措置 点検結果に応じて実施時期を決定
(活動の範囲は別紙のとおり)

(2) 水路、農道、ため池について行う活動

1) 水路

・水路の草刈 毎年3回(6月、8月、9月)
・水路の泥上げ 毎年1回(4月)
・施設の適正管理(かんがい期前の注油) 毎年1回(4月)
・異常気象時の見回り 洪水、台風、地震等の発生後
・応急措置 点検結果に応じて実施時期を決定
(活動の範囲は別紙のとおり)

2) 農道

・路肩、法面の草刈 毎年3回(6月、8月、9月)
・側溝の泥上げ 毎年1回(4月)
・施設の適正管理(農道の路面維持) 点検結果に応じて実施時期を決定
・異常気象時の見回り 洪水、台風、地震等の発生後
・応急措置 点検結果に応じて実施時期を決定
(活動の範囲は別紙のとおり)

(3) その他施設について行う活動

・鳥獣害防護柵の適正管理 毎年3回(6月、8月、9月)
・防風林の枝払い 毎年1回(4月)
・防風ネットの適正管理 毎年1回(4月)
(活動の範囲は別紙のとおり)

対象とする活動の範囲、内容を記載する。

3. 地域の共同活動の実施体制

(1) 組織の構成員、意思決定方法

- ・組織の構成員は別紙のとおりとする。
- ・組織の意思決定は総会により行う。

担い手農家、それ以外の農家、土地持ち非農家、地域住民等の参画等を記載する。

(2) 構成員の役割分担

活動項目	構成員区分				
	農業者(担い手)	農業者(担い手以外)	土地持ち非農家	地域住民	その他)
①農用地について行う活動	■	■	□	□	□
・遊休農地等の発生状況の把握	■	■	□	□	□
・遊休農地発生防止のための保全活動	■	■	□	□	□
・畦畔・農用地法面の草刈	■	■	□	□	□
・異常気象時の見回り	■	■	□	□	□
・応急措置	■	■	□	□	□
② 水路、農道、ため池について行う活動					
1) 水路					
・水路の草刈	■	■	■	■	□
・水路の泥上げ	■	■	■	■	□
・施設の適正管理(かんがい期前の注水)	■	■	□	□	□
・異常気象時の見回り	■	■	□	□	□
・応急措置	■	■	□	□	□
2) 農道					
・路肩、法面の草刈	■	■	■	■	□
・側溝の泥上げ	■	■	■	■	□
・施設の適正管理(農道の路面維持)	■	■	■	■	□
・異常気象時の見回り	■	■	□	□	□
・応急措置	■	■	□	□	□
③ その他施設について行う活動					
・鳥獣害防護柵の適正管理	■	■	□	□	□
・防風林の枝払い	■	■	□	□	□
・防風ネットの適正管理	■	■	□	□	□

4. 地域農業の担い手の育成・確保

(1) 担い手農家の育成・確保

【現状の例】

- ・令和〇〇年における認定農業者数は、家族経営〇〇経営体、法人経営〇〇経営体。
- ・認定農業者への農業継続意向調査によると、「経営の継続が困難」と考えている農業者が〇名おり、このままでは5年後には〇〇経営体となることが見込まれる。

【目標の例】

- ・〇〇の施策の活用や〇〇の取組により認定農業者、新規就農者の育成・確保に努めることとし、〇〇年度において〇〇経営体(うち法人〇〇経営体)とすることを目標とする。
- ・法人化を進め、令和〇〇年までに新たに〇〇法人の設立を目指す。
- ・〇〇集落では、令和〇〇年までに、集落の全ての農家が参画した集落営農の組織化により〇〇作業の共同化を目指す。

(2) 農地の利用集積

【現状の例】

- ・担い手への農地集積率が〇割と低位にとどまっている。
- ・担い手への農地集積率は〇割であるが、農地が分散している状況。

【目標の例】

- ・農地中間管理機構と市、JAが連携して話し合いを進め、地域内の分散錯綜した農地について面的集積を図りつつ担い手に集積することとし、令和〇〇年における担い手集積率〇%を目指す。
- ・併せて〇〇事業を活用した農地の畦畔除去による大区画化を図ることにより、担い手農家への農地集積と経営規模拡大に対応。

作成後5年程度を見通し、今後の課題、目指すべき姿、そのために取り組むべき活動・方策を記載する。

5. 適切な保全管理に向けて取り組む活動・方策

【今後の課題、目指すべき姿の例】

- ・過疎化や高齢化に伴う農家戸数の減少により、共同活動を前提としていた施設の維持管理が困難となっている。地域住民を巻き込んだ施設の維持管理体制を構築するため、地域住民とのコミュニケーションを深める必要がある。
- ・集落内には小規模農家、兼業農家しかいないため、隣接する〇〇集落の大規模法人に集積して地域の農業、農地を維持するとともに、地域内の農業者と地域外の担い手の適切な役割分担に基づき地域資源を保全管理する必要がある。
- ・構成員の高齢化、非農業者の増加により、農地法面の草刈や水路の泥上げ等の地域資源の保全管理活動への参加者が減少傾向となっており、少ない人数で効率的に保全活動が行えるよう維持管理の省力化や低コスト化を図る必要がある。
- ・離農や後継者不足による耕作面積の縮小により、耕作放棄地の発生・拡大が懸念されており、耕作放棄地の発生防止・解消に向けた取組を強化する必要がある。
- ・ほ場整備事業の完了から〇〇年が経過し、水路等の施設の老朽化が顕著となっており、施設の長寿命化に継続的に取り組んでいく必要がある。
- ・集落機能の低下とともに、農村の自然環境に関する意識が薄れており、豊かな生態系が失われることが危惧される。地域の自然環境を保全するため、〇〇等と連携した〇〇活動を行う必要がある。
- ・5年後の地域をまとめるリーダーや役員のなり手がおらず、後任の育成が急務となっている。

【取り組むべき活動・方策の例】

- ・3の(2)の役割分担に基づき地域資源の保全管理を図る。
- ・地域資源の保全管理体制の強化に向け活動組織の広域化を進める(NPO法人化を図る)とともに、これに併せて〇〇活動の担い手として〇〇団体の参画を得ることとする。
- ・農地を保全するための農地周辺部における活動として新たに〇〇の駆除に取り組むこととする。
- ・遊休農地を活用し〇〇を栽培することで、農地の保全を図るとともに、観光資源や地域特産品として活用する。
- ・年に〇回、町の広報誌に保全活動の紹介記事を掲載し、地域を守る取組の魅力を情報発信する。
- ・地域の生態系の保全に資する〇〇活動について、〇〇を活用して積極的にPRすることにより、地域住民の参画を促す。
- ・植栽活動や清掃活動を通じ、地域の景観を良好に保つとともに、「自分たちの地域は自分たちが守る」という意識を地域住民に醸成し、これまで活動に参加していなかった方に水路や農道等の施設の保全活動への参加を促す。
- ・学校教育と連携し、子供たちに農業用施設の役割や保全管理の重要性について学び理解を深めてもらう。
- ・保全管理の省力化に向け、〇〇事業を活用した簡易な基盤整備により〇〇を整備する。
- ・保全管理の省力化に向け、草刈作業については〇〇農業法人が所有するモアを用いて実施する。

令和5年度に事業実施期間の終了を迎える活動組織について

令和6年度以降も活動を継続される活動組織は、早めのご準備を！

令和5年度に活動期間の終了を迎える活動組織が、6年度以降も活動を継続する場合は、新たに市町村の認定を受ける必要があります。活動を継続される場合は、6年度以降の活動計画書や規約等の組織内の合意等の準備を早めに進めていただき、6年度の初めには認定の申請が出来るよう準備をお願いいたします。

事業実施期間の終了を迎える組織は、新たに事業計画の認定が必要になります!!

👉 活動を継続する場合、事業計画をつくる必要はあるの？

注目!!

- 継続して活動に取り組む組織にあっては、新規組織と同様に法律に基づく事業計画を作成して新たに市町村の認定を受けてください。

👉 事業計画をつくるのは大変なの？

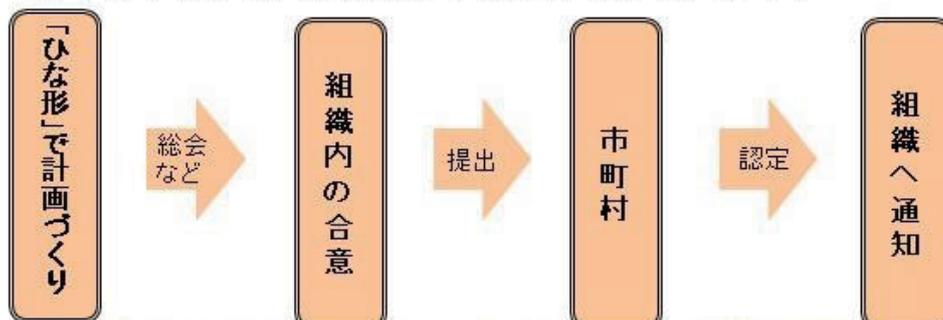
簡単!!

- 事業計画書(様式第1-2号)の「ひな形」に必要事項を記載し、活動計画書等を添付すればOKです。
- 次期活動に向け組織で合意した新たな活動計画書、規約、参加同意書等を添付します。
- 中山間地域等直接支払や環境保全型農業直接支払も、この「ひな形」へ一緒に書き込めば事業計画が出来ます。

👉 どんな手続きが必要なの？

早めに準備を!!

- 簡単な手続きで、事業計画の認定が受けられます。



早期の事業計画認定のため、できるだけ、実施期間終了年度(令和5年度)の3月中に事業計画をつくりましょう。

多面的機能支払交付金におけるキャッシュレス決済の運用について

○ 多面的機能支払交付金におけるキャッシュレス決済の取扱いが変更されました。

多面的機能支払交付金では、活動組織の構成員が共同活動に要する費用を個人で立て替えることを可能としていますが、クレジットカード等のキャッシュレス決済について、国及び県から以下とおり示されましたのでお知らせいたします。

◆ 国からの通知内容 (令和5年7月31日付け5農振第1397号「多面的機能支払交付金におけるキャッシュレス決済の運用について」農村振興局整備部農地資源課長通知より)

1. 活動組織の構成員が共同活動に必要な資機材の購入等に要する費用を個人で立替えて支出する場合、キャッシュレス決済の利用が可能であること。
2. キャッシュレス決済の利用に関し、以下の事項について、事前に活動組織で合意形成を図り、その内容を記録するとともに、総会等において構成員に対し周知すること。
 - (1) 利用時に発生するポイントの帰属先を定め、合意すること。
 - (2) ポイントを個人に帰属することとした場合、一人当たりのキャッシュレス決済年間利用上限額を定め、合意すること。
 - (3) 活動上、高額な立替えをせざるを得ない場合は、現金払や銀行振込など、ポイントが発生しない他の手段で行うよう努めること。
 - (4) 利用時に発生したポイントが必要以上に多い場合など、個人に帰属させることが不適当と判断される場合は、ポイント活動を活動組織の共同活動に要する費用に充てるよう努めること。
3. 2(4)等において、ポイントを共同活動に要する費用の決済に充てた場合、当該ポイント利用分は本交付金による精算の対象とはならないこと。また、当該ポイント利用分は金銭出納簿で収支を管理するものではないこと。
4. キャッシュレス決済においても、立替えを行った際は、証拠書類として構成員が立替えて支出した際の領収書等支払を証明する書類及び活動組織が構成員に支払った際の領収書を保管すること。
5. 補助金等に関するキャッシュレス決済について、都道府県又は市町村が独自の運用を定めている場合は、それに従うこと。

◆ 国の通知を受け、岐阜県から示された内容 (令和5年8月15日付け農村第574号「多面的機能支払交付金におけるキャッシュレス決済の運用について」岐阜県農政部長通知より)

1. クレジットカード、ポイントカード等の使用について
個人が立替払いで支出する際、原則現金での支出をお願いします。キャッシュレス決済を行う場合は、令和5年7月31日付け5農振第1397号「多面的機能支払交付金におけるキャッシュレス決済の運用について」農村振興局整備部農地資源課長通知に従い、適正な会計管理を徹底してください。なお、現金で立替払いを行う際は、個人のポイントカードや携帯端末のアプリ等へのポイントを付与しないようお願いします。

以上より、多面的機能支払交付金において、構成員が共同活動に要する費用の立替時にキャッシュレス決済について条件付きで利用が可能と国から示されました。これを受けて岐阜県では「原則現金での支出をお願いします。」とし、そのうえで活動組織においてキャッシュレス決済を行う場合には、必ずその内容を明文化し活動組織内での合意を得たうえで行うこと、としています。

新型コロナウイルス感染症対策に伴う取扱いの変更について

○ 新型コロナウイルス感染症対策に伴う取扱いが変更されました。

(令和5年7月5日付け農振第1191号「新型コロナウイルスに係る多面的機能支払交付金活動の取扱いについて」農村振興局整備部農地資源課長通知より)

1. 新型コロナウイルス感染症を原因とする活動未実施の理由について (変更あり)

令和2年度から、新型コロナウイルス感染症(以下「新型コロナ」という。)の拡大防止の観点から、活動が未実施であっても要件を満たすことができるとされてきましたが、新型コロナが令和5年5月8日から5類感染症に分類されたことを受け、活動が未実施の場合の理由として、新型コロナを理由とすることは認められなくなりました。令和5年度からは、活動計画に位置付けた活動は必ず実施することが必要となります。

2. 総会等の意思決定について (変更なし)

総会等の開催・議決等の意思決定の方法について、令和5年度以降も、災害や感染症等の影響で集まることが困難な場合は、対面(オンラインを含む)の他、書面やメール等でも出席とみなすことは可能です。あらかじめ役員等で話し合って意思決定方法を設定するなど、適切な実施をお願いします。

お知らせ

○ 事務支援ソフト体験用パソコンの貸し出しについて

活動組織の皆様にご事務支援ソフトを体験していただくため、協議会に体験用のパソコンをご用意しております。1台にソフトが2種類入っておりますので、ご希望に合わせてお試しいただくことができます。体験をご希望の活動組織は、お住いの市町村を通じて協議会へご連絡いただきますようお願い申し上げます。なお、協議会として特定のソフトを推奨するものではありません。

・体験可能なソフト一覧

①STAFireReportIV ②楽ちん多面

○ 協議会における研修会等の対応について

協議会では研修会用の映像資料等貸し出しも行っております。

またWeb会議方式を利用した相談会等を開催できる設備を整えております。

研修会用の映像資料等貸し出しや、Web会議方式の相談会をご希望の活動組織は、お住いの市町村を通じて協議会へご連絡いただきますようお願い申し上げます。



田ケロー(着ぐるみ)は
貸し出しもしています。
県内ならどこでも参上するよ!
岐阜県農地・水・環境保全推進協議会に問い合わせを!!



岐阜県の農地・水・環境保全だより 第36号

発行

岐阜県農地・水・環境保全推進協議会

〒500-8385 岐阜市下奈良2丁目13番1号(岐阜県土地改良事業団体連合会内)

TEL 058-271-1326

岐阜県農地・水・環境保全推進協議会

検索